

登録停止における措置要件及び期間

措置要件	期 間
<p>1 登録の有効期間中に、森林法等に規定するもののうち、次の掲げる規定について、行政処分を受けた、又は文書による行政指導を受けた場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 森林法第10条の2(開発行為の許可) イ 森林法第10条の8(伐採及び伐採後の造林の届出等) ウ 森林法第10条の9(伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等) エ 森林法第10条の10(施業の勧告等) オ 森林法第15条(森林経営計画に係る森林の伐採等の届出) カ 森林法第34条第1項(保安林における立木伐採許可) キ 森林法第34条第2項(保安林における作業許可) ク 森林法第34条第6項(保安林における許可条件) ケ 森林法第34条の2(保安林における択伐の届出等) コ 森林法第34条の3(保安林における間伐の届出等) サ 森林法第34条の4(保安林における植栽の義務) シ 自然公園法第20条第3項第2号から第4号及び第10号(特別地域における木竹の伐採等) ス 自然公園法第21条第3項第1号から第3号(特別保護地区における木竹の伐採等) セ 秋田県立自然公園条例第15条第2項及び第3項(特別地域における木竹の伐採等) 	当該事実を知った日から6か月
2 登録の有効期間中に、法令違反・不正行為等により、行政機関から入札への参加資格の停止や業務停止命令を受けたとき	各行政機関が決定した期間
3 登録の有効期間中に、登録経営者等が森林法等違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	当該事実を知った日から12か月
4 登録の有効期間中に、森林法等を除く法令等において、登録経営者等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は罰金刑以上の刑を宣告されたとき	当該事実を知った日から12か月
5 登録の有効期間中に、林業労働安全措置が不適切であったため、雇用している林業作業員及び関係者に死亡者を発生させたとき	当該事実を知った日から6か月
6 第7第3項に規定する登録基準を満たせなかったとき	登録基準を達成する日まで
7 第13に規定する報告について、その期限から1か月を過ぎても提出がないとき	提出期限の1か月後から6か月